

農山漁村 6 次産業化対策事業実施要綱

制定 23 食産第 4049 号
平成 24 年 4 月 20 日
農林水産事務次官依命通知

改正	平成 25 年 2 月 26 日	24 食産第 5339 号
改正	平成 25 年 5 月 16 日	25 食産第 357 号
改正	平成 26 年 2 月 6 日	25 食産第 4144 号
改正	平成 26 年 4 月 1 日	25 食産第 4492 号
改正	平成 27 年 2 月 3 日	26 食産第 3801 号
改正	平成 27 年 4 月 9 日	26 食産第 4354 号
改正	平成 27 年 8 月 20 日	27 食産第 1514 号
改正	平成 28 年 1 月 20 日	27 食産第 4379 号

第 1 趣旨

世界的な人口増加や経済成長、地球温暖化等の進展により、我が国における食料を含めた各種資源の調達が将来的に不安定化するリスクが高まっている一方で、我が国の農林水産業の活力は著しく低下し、農山漁村地域の維持・存続も危ぶまれている状況にある。

また、環太平洋パートナーシップ協定（TPP）交渉の大筋合意を踏まえ、今後、我が国の農林水産物・食品の輸出を拡大していくための輸出環境の整備が求められている。

このような状況に対応するためには、農林水産業と 2 次産業・3 次産業とを融合・連携させることにより、農林水産業・農山漁村の有する農林水産物その他の「資源」を食品産業をはじめとする様々な産業と連携して利活用し、新たな付加価値を生み出す地域ビジネスの展開や新産業を創出する「農山漁村の 6 次産業化」を推進するとともに、我が国農林水産物・食品の安全と信頼確保の取組を加速させ、海外にも伝達する取組を推進することが重要である。

農山漁村 6 次産業化対策事業は、この「農山漁村の 6 次産業化」に資する施策を一体的かつ総合的に推進することとする。

第 2 目的

農山漁村の 6 次産業化に向けた取組を推進し、新たな市場・付加価値を創出するとともに、農山漁村地域の雇用の確保と農林漁業者の所得向上を推進することを目的とする。

第 3 事業の種類等

農山漁村 6 次産業化対策事業において実施する事業の種類及び内容並びに事業実施主体は、別表 1 に掲げるとおりとする。

第 4 事業の実施

1 事業の採択等

採択基準については、食料産業局長又は農村振興局長（以下「食料産業局長等」という。）が別に定める。

なお、農山漁村 6 次産業化対策整備事業（以下「整備事業」という。）の実施に当たって事業実施主体が設定する成果目標の内容並びに達成すべき成果目標の基準及び目標年度（以下「成果目標等」という。）については、食料産業局長が別に定めるところによる。

2 費用対効果分析

事業実施主体は、整備事業を実施するに当たっては、投資に対する効果が適正かどうかを判断し、投資が過剰とならないよう、投資効果等を十分に検討するとともに、整備する施設等の費用対効果分析については、食料産業局長が別に定める手法を用いて費用対効果分析を行うものとする。

第5 事業実施計画

1 事業実施計画の作成及び承認

事業実施主体は、食料産業局長等が別に定めるところにより、事業実施計画を作成し、別表2の左欄に掲げる事業実施主体の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる者（以下「事業承認者」という。）に提出して、その承認を受けるものとする。

なお、第4の1により事業実施主体が設定する成果目標等については、事業実施計画に記載するものとする。

2 事業実施計画の変更又は中止若しくは廃止

事業実施計画の変更（食料産業局長等が別に定める重要なものに限る。）又は中止若しくは廃止については、1に準じて行うものとする。

第6 国の助成措置

国は、毎年度、予算の範囲内において、農山漁村6次産業化対策事業の実施に必要な経費について、別に定めるところにより補助するものとする。

第7 報告

事業実施主体は、食料産業局長等が別に定めるところにより、事業実施計画を承認した事業承認者に対し、事業の実施状況等を報告するものとする。

第8 事業の評価

整備事業の事業実施主体は、事業実施計画で設定した成果目標等の達成状況及び施設等の利用状況について、食料産業局長が別に定めるところにより、事業評価を行い、当該事業の事業実施計画を承認した事業承認者に報告するものとする。

第9 収益納付

- 1 事業実施主体は、食料産業局長等が別に定めるところにより、当該事業の実施に伴う企業化等による収益の状況を報告するものとする。
- 2 国は、1の報告を受けた場合において、当該事業の実施により事業実施主体に相当の収益が生じたと認めるときは、食料産業局長等が別に定めるところにより、交付された補助金の全部又は一部に相当する金額について、事業実施主体に対し、納付を命ずることができるものとする。

第10 その他

- 1 国は、事業実施主体に対し、この事業に関して必要な報告を求め、又は指導を行うことができるものとする。
- 2 事業の実施に当たっては、事業の種類、内容等に即して農山漁村の男女共同参画社会の着実な形成を図るために「男女共同参画推進指針」（平成11年11月1日付け11農産第6825号経済局長、統計情報部長、構造改善局長、農産園芸局長、畜産局長、食品流通局長、農林水産技術会議事務局長、食糧庁長官、林野庁長官、水産庁長官通知）に基づく対策の着実な推進に配慮するものとする。
- 3 農山漁村6次産業化対策事業の実施につき必要な事項は、この要綱に定めるもののほか、食料産業局長等が別に定めるところによるものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成24年4月20日から施行する。
- 2 農山漁村6次産業化対策事業実施要綱（平成22年4月1日付け21総合第2074号農林水産事務次官依命通知）、小水力等農業水利施設利活用促進事業実施要綱（平成23年4月1日付け22農振2310号農村振興局長通知）及びソフトセルロース利活用技術確立事業実施要綱（平成23年4月1日付け22環第288号農林水産事務次官依命通知）は廃止する。
- 3 2に掲げる通知により平成23年度までに実施した事業については、なお、従前の例による。
- 4 農村振興再生可能エネルギー導入支援事業実施要綱の制定について（平成22年4月1日付け21農振第2499号農林水産事務次官依命通知）による廃止前の低炭素むらづくりモデル支援事業実施要綱（平成21年4月1日付け20農振第2141号）に基づき採択された地区については、本要綱に基づき小水力等農村地域資源利活用促進事業のうち低炭素むらづくりモデル支援事業として採択されたものとみなして、同地区をモデル地区事業として実施することができる。

附 則

この要綱は、平成25年2月26日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成25年5月16日から施行する。
- 2 この通知による改正前の本要綱により実施した事業については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成26年2月6日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 この通知による改正前の本要綱により実施した事業については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成27年2月3日から施行する。
- 2 この通知による改正前の本要綱により実施した事業については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成27年4月9日から施行する。
- 2 この通知による改正前の本要綱により実施した事業については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成27年8月20日から施行する。
- 2 この通知による改正前の本要綱により実施した事業については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成28年1月20日から施行する。

2 この通知による改正前の本要綱により実施した事業については、なお従前の例による。

別表1(第3関係)

事業の種類	事業の内容	事業実施主体
I 農山漁村6次産業化対策事業		
1 農山漁村の所得増大対策		
(1) 6次産業化サポート事業	<p>6次産業化に取り組む農林漁業者等を全国的な視点で支援するため、6次産業化中央サポートセンターを設置し、高い専門性が必要で都道府県では対応が困難な取組や都道府県域を越える広域的な取組を行う農林漁業者等の各種相談等に対応する民間の専門家の選定、登録、派遣を行うとともに、このような民間の専門家人材育成や農林漁業者等が開発した新商品等の販路開拓につながる全国段階での商談会・フェアの開催、6次産業化の推進に関する調査、食品産業技術の分野における技術開発の課題解決、新産業創出のための事業化可能性調査等を行う。</p>	1 食料産業局長が別に定める者から公募により選定された団体
(2) 医福食農連携推進環境整備事業	<p>1 医福食農連携コンソーシアム整備支援 医福食農連携に関するコンソーシアムの形成、食と健康に係る科学的知見の集積等のため（1）から（4）までの全ての取組を行う。</p> <p>（1）食品等の有効成分とその受容体の解明研究 食事が摂取後に体内でどのように代謝され、身体にどのような影響を及ぼすのかを解明するため、摂取した食事に含まれる機能性成分の体内での作用メカニズムを網羅的解析によって検証する。また、その実施に向けた検討会等を開催する。</p> <p>（2）健康長寿延伸のための医療情報・食習慣調査 特定の集団（コホート）を対象とし、食事摂取状況、血液サンプル、排泄物、遺伝情報等の分析等を組み入れた健康状態に関するフィールドでの調査を実施する。また、その実施に向けた検討会等を開催する。</p> <p>（3）データベース構築、ITプラットホーム開発 （1）及び（2）で得られたビッグデータ（食事データと身体データの因果関係、腸内細菌情報、食生活データ等）の蓄積・分析等を行うためのデータベース等を構築する。また、この事業で得られた科学的根拠を活用した商品等（機能性農産物や食品、メニュー等を含む。）の健康価値を消費者が容易に認知できるようにするための消費者への普及方策の検討や情報発信等を実施する。さらに、これらの実施に向けた検討会等を開催する。</p> <p>（4）研究成果を活用した事業モデルの検討 （3）の成果物を活用して、機能性農産物をはじめとした地域の農産物、食品の需要拡大につながる飲食サービスや食品の開発を行う際の参考とするための民間資金による事業モデルなどを検討する。また、これらの事業モデルの需要者となる関連事業者のニーズ等を調査するとともに、派生的な利用方法の探索など、民間主体での活用、開発、改良を促進するための要件を精査することを通じて、事業</p>	2 食料産業局長が別に定める者から公募により選定された団体

	<p>モデルを健全な産業発展につなげていくための方策等を検討する。さらに、これらの実施に向けた検討会等を開催する。</p> <p>2 医福食農連携バリューチェーン構築支援</p> <p>地域段階で農林漁業者、医療関係者、食品関連事業者、消費者や学校等の異業種が連携し、地域の農産物を活用した健康レシピメニューの作成及び地域において食と健康に関する説明会や健康レシピメニュー等の広報普及など地域の健康意識の向上及び地元農産物等の消費拡大を図るため（1）から（3）までの全ての取組を行う。</p> <p>（1）地域協議会の設立・運営</p> <p>事業説明会の開催等の事業の計画書の作成、医療関係者及び管理栄養士の監修に基づく健康メニューの開発及び健康レシピの作成並びに報告書の作成を行う。</p> <p>（2）広報普及</p> <p>健康レシピメニューの紹介等のホームページ及びパンフレットを作成する。</p> <p>（3）説明会の開催</p> <p>食品関連事業者や消費者などを対象に医福食農連携の認知度向上、健康レシピメニューの紹介、試食会等を盛り込んだ事業取組状況説明会を開催する。</p> <p>3 介護食品普及支援</p> <p>「新しい介護食品」の愛称（「スマイルケア食」）、選び方等を広く国民に普及させるため、以下の取組を行う。</p> <p>（1）シンポジウム開催等を通じた介護食品の認知度向上の推進</p> <p>学識経験者等によるシンポジウム、講習会及び研修会を全国各地で開催するとともに、普及用資料の作成、配布等を通じて、「スマイルケア食」を各地で浸透させるための取組を行う。</p> <p>（2）インターネットサイトを通じた介護食品の認知度向上の推進</p> <p>インターネットサイトの制作・開設を通じて「スマイルケア食」の選び方等について普及を行う。</p> <p>（3）地場産介護食品等の商品開発・普及支援</p> <p>地域の食品事業者、介護関係者等が連携して、地域の農産物等を活用した介護食品を開発し、これを普及する地域ぐるみの取組を行う。</p>	
2 農林水産物 ・食品の輸出対策		
(1) 輸出総合サポートプロジェクト事業	<p>1 事業者サポート</p> <p>（1）輸出セミナー及び商談スキル向上研修の開催</p> <p>国産農林水産物・食品の輸出に关心のある農林漁業者等を対象として、日本食品の輸出に関する専門家を講師とするセミナー及び商談スキル向上研修を全国各地で開催し、日本食品の輸出に係るノウハウを提供する。</p> <p>また、海外市場の動向を把握するための情報収集を行う。</p> <p>（2）輸出プロモーターの設置</p> <p>国産農林水産物・食品の輸出に大きな可能性を有する事業者を全国から発掘し、個別の相談に具体的に応じるほか、海外バイヤー等に向けた日本産農林水産物・食品の宣伝活</p>	3 独立行政法人日本貿易振興機構

動を行うなどにより、個々の課題の解決を支援し、有望な輸出事業者を育成するため、輸出プロモーターを設置する。

また、輸出プロモーターを通じて、輸出に取り組む事業者に対して情報提供を行う。

(3) 海外プロモーターの設置

海外における我が国からの農林水産物等の輸出に大きく貢献する可能性を有する海外バイヤーの発掘及び輸出に取り組む農林漁業者等への情報提供等のため、海外プロモーターを設置する。

(4) 課題別専門家の設置

日本国内の輸出に取り組む事業者にとっての課題となっているハラール（イスラム圏）、ベジフード、健康食品等の国ごとに異なる規制や市場ごとの需要にきめ細かく対応するため、課題別専門家を設置する。

(5) テストマーケティングの実施

新興市場の開拓に向けて、農林水産物等の輸出に繋がる現地情報の収集を目的としたテストマーケティングを実施する。

2 国内商談会の開催

海外への販路の確保・拡大に取り組む農林漁業者等と国内外の有望なバイヤーとの商談会を全国各地で開催する。

開催に当たっては、国内参加者及びバイヤーへの事前の情報の提供等を行うとともに、商談会開催後は、国内外のネットワークを活かし、商談会に参加した農林漁業者等に対し、商談成約に向けたフォローアップを行う。

3 海外でのマッチング商談会の開催

輸出志向のある農林漁業者等と現地流通事業者との商談会を海外において開催し、商談会参加者の募集、事前の情報収集、商談会の運営、商談会開催後の参加者へのフォローアップを行う。

4 海外見本市への出展

海外における国産農林水産物・食品の商流の構築と効果的な普及を図るために、海外で開催される有望な国際見本市ヘジャパンパビリオンを出展するとともに、見本市後の出品者への継続的なフォローアップを行う。

5 マーケティング拠点の設置

農林水産物・食品の国別・品目別輸出戦略に基づき、重点国・地域等にマーケティング拠点を設置し、農林水産物・食品のマーケティングのための試験販売、プロモーション等を行う。

6 輸出相談窓口としてのワンストップステーション化

農林水産物・食品の輸出に係る調査を実施し、情報を蓄積することで、輸出プロモーター、海外プロモーター、課題別の専門家等が農林水産物・食品の輸出に取り組む事業者からの種々な問い合わせに対応し、必要な情報の提供や、課題の解決に向けた助言を行うワンストップステーションとしての体制を構築する。

7 海外連絡協議会の設置

国別・品目別輸出戦略における重点国・地域の主要都市に海外連絡協議会を設置し、我が国の食品関連事業者に対し、

	<p>現地で円滑な事業展開を行うために有用な情報を提供するとともに、個々の企業努力だけでは解決困難な二国間の様々な課題の解決を図る。</p>	
(2) 食品産業グローバル展開インフラ整備事業	<p>1 グローバル展開のための人材確保事業 日系食品関連産業の事業者に対し、グローバル人材の育成を目的とした国内研修会を開催するとともに、日系食品関連産業の現地法人への経営指導等に対応するため、食品に関する豊富な専門知識や経験を持つ人材を確保・活用する仕組みを構築する。</p> <p>2 業種連携によるフードシステムの構築事業 海外展開の潜在力は大きいものの、バリューチェーンの分断により、これまで単独での海外展開が困難だった食品関連産業に対し、同業種あるいは製造・流通・外食等が連携し、海外でのバリューチェーンを構築するフードシステムでの海外展開を支援する。</p>	4 食料産業局長が別に定める者から公募により選定された団体
(3) 輸出に取り組む事業者向け対策事業	<p>農林水産省において策定した農林水産物・食品の国別・品目別輸出戦略及び輸出戦略実行委員会で定める輸出拡大方針（以下「輸出戦略」という。）に沿って、次の1から6までのなかから選択して行う輸出に係る取組を実施する。</p> <p>1 ジャパン・ブランドの確立に向けた取組 輸出戦略に掲げる品目のうち水産物（水産加工品を含む。）、コメ・コメ加工品（日本酒を含む。）、花き、牛肉、茶及び林産物のうち木材（丸太及び木材製品に限る。）の6品目について、品目別に輸出促進の司令塔及びマーケティングを担う団体がジャパン・ブランドの確立を目的として、国内検討会の開催や海外マーケットの調査、海外でのPR、当該品目の輸出環境課題の解決に向けた取組等を一括して実施する。</p> <p>2 産地間連携等による輸出振興体制の構築を図る取組 輸出戦略に掲げる品目等について、品目別に国内の主要な輸出産地、関係事業者等を取りまとめる団体や、地方農政局等の管轄区域に準ずる規模において複数の品目を取りまとめる団体等が、通年又は長期の安定供給体制の構築等を目的として、産地間連携等推進検討会の開催や取扱品目に係る海外マーケットの調査、産地間連携等による海外での販路開拓を実施する。</p> <p>3 地域活性化モデルの取組 輸出戦略に掲げる品目等のうち地域の特産品とされている品目について、地域の農林漁業者や食品事業者等と一体となって輸出に取り組む都道府県の協議会等が、当該地域の活性化を目的として、GLOBALG.A.P.、ハラール認証の取得等の輸出環境整備及び多品目混載輸送や輸送コストの低減等を伴う海外販売促進活動を実施する。</p> <p>4 輸出産地等による海外販売促進活動の取組 輸出戦略に掲げる品目等について、農林漁業者や食品事業者の組織する団体が、輸出戦略における重点国・地域等への輸出拡大を図るため、海外において、国際見本市への出展、試食・商談会の開催等の販売促進活動や、商品パンフレットの配布等による効果的な広報活動を実施する。</p> <p>なお、支援対象となる取組は、次の（1）又は（2）とす</p>	5 食料産業局長が別に定める者から公募により選定された団体

	<p>る。</p> <p>(1) 原発事故による輸入停止措置が解除され、輸出証明書の提出により輸出可能となった都道府県の品目や、輸入規制措置が実質的に緩和され、輸出が可能となった都道府県の品目に係る取組</p> <p>(2) 動植物検疫の二国間協議が終了し、輸出解禁となった品目に係る取組</p>
	<p>5 輸出環境整備を図る取組</p> <p>輸出戦略に掲げる品目等について、農林水産物・食品の輸出に取り組む農林漁業者や食品事業者の組織する団体等が、対象国・地域が求める検疫条件への対応、GLOBALG.A.P.、ハラール認証等の国際的に通用する認証の取得・更新、対象国・地域の有機認証等の他国産との差別化が図られる規格認証の取得・更新等を行う。</p>
	<p>6 先進的輸送技術による最適輸出モデルの開発・実証を図る取組</p> <p>輸出戦略に掲げる品目等について、農林水産物・食品の輸出に取り組む農林漁業者や食品事業者の組織する団体が、品目別の輸出状況に応じた実用的な輸送コストの実現等を図るために、国内外での複数の輸送方法や経路との組合せを検討の上で、長期間かつ多品目の輸送に耐え得る品質保持技術等を活用し、最適な輸出モデルの開発・実証を行う。</p>
(4) 日本食・食文化の普及支援事業	<p>1 日本食・食文化の普及支援事業</p> <p>日本食・食文化の一層の理解深化と日本産農林水産物・食品の輸出促進に向けて行う次の(1)若しくは(2)のいずれか又は双方の事業を実施する。</p> <p>(1) 海外の料理学校等を活用した日本食・食文化等の普及事業</p> <p>日本食・食文化の魅力及びその調理法を一般消費者等に広めるため、海外教育機関等と連携した日本食講座等の開設、カリキュラム・テキストの作成、講師派遣等を実施する。</p> <p>(2) 日本食レストランウィーク実施事業</p> <p>海外の主要都市において、複数の日本食レストラン等が連携して、一般消費者に対する日本食・食文化の魅力を伝えるパネルディスカッションや日本食材の輸出促進につながる料理の提供等の取組を、複数組み合わせて実施する。</p> <p>また、海外の主要都市において、日本食・日本食材を紹介するための情報発信や日本食材を活用しているレストランマップを作成する。</p>
	<p>2 日本食の海外出店等支援推進事業</p> <p>日本食・食文化の一層の理解深化と日本産農林水産物・食品の輸出促進に向けた素地の形成に資する外食産業の海外展開を促進するために行う以下の(1)から(4)までの全ての事業を実施する。</p> <p>(1) 事業可能性検証(テストキッチン)事業</p> <p>海外の有力商業施設内の店舗やフードコートにおいて、日本の外食産業の現地出店に向けたテストキッチンを設置し、現地での日本食材・現地食材の調達を通じてコールドチェーンの確認等を行い、事業可能性の検証を実施するための場を提供する。</p> <p>(2) 外食産業投資ミッション派遣事業</p>
	<p>6 食料産業局長が別に定める者から公募により選定された団体</p>

	<p>日本食・食文化普及人材の育成のための海外から外食産業に特化した投資ミッションを我が国に派遣し、現地投資環境に関するセミナー、現地パートナー候補・サプライヤーとのマッチング商談会、日本食レストラン等での研修及び視察を実施する。</p> <p>(3) 有望市場情報・商圈マップ作成、D B整備事業 　　海外展開に向けて必要な有望消費市場の日本食レストランの展開状況に関する情報（店舗数、立地、価格帯等）を収集し、商圈マップを作成しデータベースとして整備する。</p> <p>(4) 海外外食産業経営者招聘事業 　　海外でレストランを多店舗展開している有力外食企業の経営者等を日本に招聘し、ビジネスパートナーとしてのマッチング商談会、セミナー・研修等を実施する。</p>	
(5) 日本発食品安全管理規格策定推進緊急調査事業	<p>1 規格・認証スキーム、ガイドライン等の具体的ニーズの調査 　　食品安全管理規格やその解説・具体的な取組を記したガイドライン等の策定を推進するため、食品関係事業者のニーズを把握するためのヒアリングの実施、検討会の開催等を支援する。</p> <p>2 規格、ガイドライン等の普及、スキーム活用のための調査 　　規格・認証スキーム等の国内外での普及のための次の取組を支援する。</p> <p>(1) 国内普及、活用のための調査、研修等の企画 (2) 諸外国の関係機関、食品関係事業者等の状況等の調査、普及戦略の企画・実施</p>	7 食料産業局長が別に定める者から公募により選定された団体
3 再生可能エネルギーの導入促進		
(1) 農山漁村活性化再生可能エネルギー総合推進事業	<p>1 農山漁村活性化再生可能エネルギー事業化推進事業 　　農林漁業者等が主導して行う農山漁村の資源を活用した再生可能エネルギー発電事業の取組について、発電事業に意欲を有する農林漁業者等が行う事業構想の作成、導入可能性調査、地域の合意形成、事業体の立ち上げ、資金計画の作成等運転開始に至るまでに必要な取組を支援する。</p> <p>2 農山漁村活性化再生可能エネルギー事業化サポート事業 　　再生可能エネルギー発電事業の事例の収集・分析・紹介、技術・法令・制度等を習得するための研修会の実施、資金計画や事業者等との折衝への助言など発電事業の構想から運転開始に至るまでに必要なサポート、課題の克服方法等の共有を図るためのワークショップの開催等を通じ、再生可能エネルギーを活用して農山漁村の活性化に取り組もうとする者にとっての共通のプラットフォームの構築を支援する。</p>	8 食料産業局長が別に定める者から公募により選定された団体
(2) 小水力等再生可能エネルギー導入推進事業		
i 小水力等農村地域資源利活用促進	<p>農村地域における再生可能エネルギー供給施設の導入に当たって必要となるマスターplan策定、調査設計や協議調整等を支援し、農村地域における再生可能エネルギーの円滑な導入に</p>	9 農村振興局長が別に定める者から選定された団体

事業	資するものとする。	
ii 小水力等発電導入技術力向上中央研修事業	農業水利施設を活用した小水力等発電導入の取組を推進するため、地方における指導者や高度な専門技術者の育成等の取組を支援する。	10 農村振興局長が別に定める者から公募により選定された団体
iii 小水力等発電導入技術力向上地方研修事業	農業水利施設を活用した小水力等発電導入に係る土地改良区等の技術力向上のための研修会や専門技術者派遣による現地指導の取組を支援する。	11 農村振興局長が別に定める者から選定された団体
iv 省エネ型集落排水施設実証事業	更新整備地区における省エネルギー技術の導入による効果の実証及びこれらの取組に関する情報の発信等を支援することにより、農業集落排水施設の効率的な更新整備技術の確立に資するものとする。	12 農村振興局長が別に定める者から公募により選定された団体
(3) 地域バイオマス産業化支援事業	<p>1 地域段階 地域のバイオマスを活用した産業化と、バイオマス産業を軸とした環境にやさしく災害に強いまちづくり・むらづくり(バイオマス産業都市)を推進するための構想の策定を行う。</p> <p>2 全国段階 地域段階の取組を効果的に進めるために、事業可能性調査、計画づくり支援、経理管理指導等、連絡協議会の運営、シンポジウムの開催等を行う。</p>	13 食料産業局長が別に定める者から公募により選定された団体
(4) 食品ロス削減等総合対策事業	<p>1 食品ロス削減国民運動の展開事業 (1) サプライチェーン上の商慣習の見直し事業 サプライチェーン上の納品期限や販売期限、日配品のリードタイムなどの商慣習等の見直しに向け、検討会、アンケート調査等を行う。</p> <p>(2) フードバンク活動等の推進事業 フードバンク活動の支援、外食におけるドギーバッグ普及の推進又は飲食料品の容器包装廃棄物の排出抑制を推進するため、検討会等を行う。</p> <p>(3) フードバンク運営マニュアル普及事業 フードバンク活動団体に対する食品関連事業者の信頼性の向上を図るための運営マニュアルを作成し、これを普及するため、研修会等を行う。</p> <p>2 新たな食品リサイクルループの構築事業 (1) メタン化による新たな食品リサイクルループ構築事業 メタン化による新たな食品リサイクルループを構築するため、検討会、実証試験等を行う。</p> <p>(2) メタン化による新たな食品リサイクルループ準備事業 食品リサイクルループの構築を将来的に見据え、メタン発酵及びメタン発酵消化液の肥料利用を行う事業の具体化に向け、調査研究、研修会等を行う。</p> <p>(3) 消化液の肥料利用を伴うメタン化実施手引作成事業 今後新たに消化液の肥料利用を伴うメタン化事業を始める事業者の手引きとなる資料を作成するため、調査研究等を行う。</p> <p>(4) 高品質肥料認証制度推進事業 完熟堆肥など、農家等が安心して使用できる食品廃棄物由来の高品質な肥料の認証制度を推進するため、検討会及</p>	14 食料産業局長が別に定める者から公募により選定された団体

	び試験研究等を行う。	
	3 食品産業の地球温暖化・省エネルギー対策促進事業 食品産業における地球温暖化・省エネルギー対策を推進するため、検討会及び研修会等を行う。	
4 食品産業の強化		
(1) 食品の品質管理体制強化対策事業	食品製造事業者の衛生・品質管理体制の強化を図るため、国内の食品製造事業者を対象とした高度化基盤整備の徹底やHACCP導入促進のための研修会の開催、消費者の理解促進ための消費者セミナーの開催等を行う。また、輸出促進のため、海外の取引先が求める衛生・品質管理水準に即した助言・指導や研修会を行う。	15 食料産業局長が別に定める者から公募により選定された団体
(2) 国際農産物等市場構想推進事業	国際空港近辺の卸売市場から国産農林水産物・食品を輸出する構想の実現に向けた推進計画の策定、調査及び品質管理高度化設備等の設置を実施する。	16 食料産業局長が別に定める者から公募により選定された団体
(3) 食品サプライチェーン強靭化総合対策事業	首都直下地震及び南海トラフ地震の被災が想定される地域において、震災時にも円滑な食料供給を可能とするため、食品産業事業者等の立地状況を取りまとめた食料産業ハザードマップを作成し、普及・啓発のためのセミナーの開催及びマッチングの場を提供する。	17 食料産業局長が別に定める者から公募により選定された団体
(4) 食料品アクセス環境改善対策事業	食料品の購入等が不便・困難な地域における、食料品へのアクセス環境の改善に向けた企画検討会の開催等の取組を行う。	18 食料産業局長が別に定める者から公募により選定された団体
5 産業化のための政策シーズの構築		
(1) 知的財産保護・活用推進事業	1 地理的表示保護制度推進事業 地理的表示保護制度の普及啓発に係る情報提供や、登録申請に係る産地からの相談を一元的に受け付ける相談窓口の整備を行う。 2 知的財産発掘・活用推進事業 地域では一定の知名度があるものの全国的には知名度が低いことにより、地域に隠れたままになっている地域ブランド・产品等の魅力をブラッシュアップするため、これらの新たな活用に向けたインフラ整備（知的財産に関する調査やデータベースの構築）等を行うことによって地域活性化を推進する取組を行う。 3 知的財産活用ビジネスモデル構築事業 (1) 知的財産総合活用事業 地域の農林水産物・食品に係るブランドの構築及びその利活用による地域活性化を図ることを目的として、育成者権や栽培ノウハウ等の知的財産を総合的に活用したブランド化戦略の策定等を行う。 (2) 農業ＩＴ知的財産活用実証事業 熟練農家のノウハウの円滑な継承、地域の農業技術の高	19 食料産業局長が別に定める者から公募により選定された団体

	<p>度化、農業者の所得機会の創出及び農業周辺産業の振興を図るため、生産方法の実証を通じて、IT技術によってデータ化された熟練農家のノウハウの知的財産としての帰属や保護・活用のあり方等を定めたガイドラインを策定する。</p>	
	<p>4 知的財産を活用した国際展開の推進事業</p> <p>(1) 国際展開推進事業</p> <p>我が国の地名等が海外で第三者によって商標出願・登録等されている問題へ対応するため、農林水産・食品知的財産保護コンソーシアムを開催し、侵害対策に係る相談や意識啓発のためのセミナーの開催、中国等における第三者による商標登録の監視強化、食品企業の知的財産担当OB等を活用した国別担当者の設置などを行う。</p> <p>また、知的財産を活用してロイヤリティー収入を確保するなどの方法により国際展開を目指す新たなビジネスの普及を実施する。</p> <p>(2) 品種保護に向けたDNA品種識別技術実用化事業</p> <p>我が国の輸出農産物を適切に保護し、輸出機会の拡大を図るために、DNA品種識別技術の実用化及び妥当性の検証並びに産地判別技術の実用化を行う。</p>	
(2) 植物新品種の育成者権保護及び種苗生産基盤等の強化・活用事業	<p>1 種苗生産改善協議会の開催</p> <p>国内の種苗生産関係者である地方公共団体、農協、種苗業者等を参考し、種苗生産体制を強化するための協議会等を開催することにより、関係者間のマッチングによる種苗生産の受委託の促進を図るとともに、新たな採種地の開拓、種苗生産に係る問題点の解決等に向けた検討を行う。</p> <p>2 品種ニーズ調査の実施</p> <p>特定の植物種類又は品種について、国内における種苗生産の適地を調査するとともに、当該地域の種苗生産農家及び種苗生産への参入を考えている農家等に対し、当該植物種類又は品種生産の可否について調査する。</p> <p>3 採種技術習得研修の実施</p> <p>採種技術の維持・向上を図るため、採種の専門家を招聘し、国内の種苗生産農家及び種苗生産への参入を考えている農家等に対して研修を実施する。</p>	20 食料産業局長が別に定める者から公募により選定された団体
II 農山漁村6次産業化対策整備事業		
1 再生可能エネルギーの導入促進		
(1) 地域バイオマス産業化整備事業	<p>バイオマス産業都市構築を推進するための構想に位置づけられた事業化プロジェクトの推進に必要なバイオマス利活用施設の整備を行う。</p>	21 食料産業局長が別に定める者から公募により選定された団体

別表2（第5関係）

農山漁村6次産業化対策事業に係る事業承認者

事業実施主体の区分	事業承認者
6次産業化サポート事業の事業実施主体	食料産業局長
医福食農連携推進環境整備事業の事業実施主体	食料産業局長
輸出総合サポートプロジェクト事業の事業実施主体	食料産業局長
食品産業グローバル展開インフラ整備事業の事業実施主体	食料産業局長
輸出に取り組む事業者向け対策事業のうちジャパン・ブランドの確立に向けた取組のうち水産物に係る事業実施主体	水産庁長官
輸出に取り組む事業者向け対策事業の事業実施主体（ジャパン・ブランドの確立に向けた取組のうち水産物に係るもの）を除く。) 輸出を促進しようとする品目の主な産地等が特定の地方農政局の管轄区域内（注）に所在する地域規模団体	地方農政局長
輸出を促進しようとする品目の主な産地等が北海道の区域内に所在する地域規模団体	北海道農政事務所長
輸出を促進しようとする品目の主な産地等が沖縄県の区域内に所在する地域規模団体	内閣府沖縄総合事務局長
広域規模団体	食料産業局長
日本食・食文化の普及等支援事業の事業実施主体	食料産業局長
日本発食品安全管理規格策定推進緊急調査事業の事業実施主体	食料産業局長
農山漁村活性化再生可能エネルギー総合推進事業の事業	

実施主体	
再生可能エネルギー発電事業を行おうとする地域が北海道にあり、農山漁村活性化再生可能エネルギー事業化推進事業に取り組む事業実施主体	北海道農政事務所長
再生可能エネルギー発電事業を行おうとする地域が沖縄県にあり、農山漁村活性化再生可能エネルギー事業化推進事業に取り組む事業実施主体	内閣府沖縄総合事務局長
再生可能エネルギー発電事業を行おうとする地域が特定の地方農政局の管轄区域（注）にあり、農山漁村活性化再生可能エネルギー事業化推進事業に取り組む事業実施主体	地方農政局長
その他の事業実施主体	食料産業局長
小水力等再生可能エネルギー導入推進事業のうち小水力等農村地域資源利活用促進事業又は小水力等発電導入技術力向上地方研修事業の事業実施主体	
北海道に所在する事業実施主体及び独立行政法人水資源機構	農村振興局長
沖縄県に所在する事業実施主体	内閣府沖縄総合事務局長
他の都府県に所在する事業実施主体	地方農政局長
小水力等再生可能エネルギー導入推進事業のうち小水力等発電導入技術力向上中央研修事業又は省エネ型集落排水施設実証事業の事業実施主体	農村振興局長
地域バイオマス産業化支援事業の事業実施主体	
地域段階の事業実施場所が北海道である事業実施主体	北海道農政事務所長
地域段階の事業実施場所が沖縄県である事業実施主体	内閣府沖縄総合事務局長
地域段階の事業実施場所が他の都府県である事業実施主体	地方農政局長

全国段階の事業を実施する事業実施主体	食料産業局長
食品ロス削減等総合対策事業の事業実施主体	
特定の地方農政局の管轄区域（注）に所在しており、食品ロス削減国民運動の展開事業のうちフードバンク活動等の推進事業、新たな食品リサイクルループの構築事業のうちメタン化による新たな食品リサイクルループ構築事業又はメタン化による新たな食品リサイクルループ準備事業に取り組む事業実施主体	地方農政局長
沖縄県に所在しており、食品ロス削減国民運動の展開事業のうちフードバンク活動等の推進事業、新たな食品リサイクルループの構築事業のうちメタン化による新たな食品リサイクルループ構築事業又はメタン化による新たな食品リサイクルループ準備事業に取り組む事業実施主体	内閣府沖縄総合事務局長
北海道に所在しており、食品ロス削減国民運動の展開事業のうちフードバンク活動等の推進事業、新たな食品リサイクルループの構築事業のうちメタン化による新たな食品リサイクルループ構築事業又はメタン化による新たな食品リサイクルループ準備事業に取り組む事業実施主体	北海道農政事務所長
その他の事業実施主体	食料産業局長
食品の品質管理体制強化対策事業の事業実施主体	食料産業局長
国際農産物等市場構想推進支援事業の事業実施主体	食料産業局長
食品サプライチェーン強靭化総合対策事業の事業実施主体	食料産業局長
食料品アクセス環境改善対策事業の事業実施主体	食料産業局長
知的財産保護・活用推進事業の事業実施主体	食料産業局長
植物新品種の育成者権保護及び種苗生産基盤等の強化	食料産業局長

・活用事業の事業実施主体	
地域バイオマス産業化整備事業の事業実施主体	
事業実施場所が北海道である事業実施主体	北海道農政事務所長
事業実施場所が沖縄県である事業実施主体	内閣府沖縄総合事務局長
事業実施場所がその他の都府県である事業実施主体	地方農政局長

(注) 地方農政局の管轄区域は、農林水産省組織令第91条に定める管轄区域である。